

○財務省告示第二百七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年五月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十六回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 三 振替法の適用 各申込みのうち応募価格の高い
- 四 発行方法
- 五 募入決定の方法 価格競争

十 三	十 二							ロ	イ	一	九	八	
の	経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	額
払	過			入	価	・	別	債	札	格	行	替	最
込	利			札	格	第	参	市	発	競	行	単	低
み	子	率		発	競	I	加	場	行	争	日	位	額
													面
													金
													金
													金
													金

五
万
円

平成二十
四年五月二十八日

額面金額
以上の
その
つき
の
応募
価格

一年・六パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定額に追加、次の算

式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込

額面金額の総額 $\times \frac{1.6}{100} \times \frac{69}{365}$

(二)
に係る発行時に、「その利息
に於ける所得税が源泉徴収され
る」と記載する。

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償
 込 者 札 場 利 還 還
 期 参 所 金 金 期
 日 加 支 額 限
 後 第
 の 二
 利 期
 子 以

平成 二十 四年 五月 二十八 日
 財 務 大 臣 从 通 知 を 受 け た 者
 日 本 銀 行
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
 平 成 四 十 四 年 三 月 二 十 日
 る 利 子 を 支 払 う 。
 い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
 日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
 毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。) 。
 下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
 は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
 平 成 二 十 四 年 九 月 二 十 日 を 支 払
 控 除 す る こ と が で き る) 。
 得 税 の 税 率 を 乗 じ た 金 額) を
 は 出 した 金 額 に 適 用 を 受 け る 所
 に は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ り 算
 住 者 又 は 外 国 法 人 等 住 居 合
 時 にお いて 取 得 す る 者 が 非 居
 額 (た だ し 、 当 該 国 債 を 発 行
 金 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金
 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 以
 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 以

十四 初期利子